

Title	陸軍人事資料制度にみる沖縄県所管の陸軍戦時名簿（陸軍兵籍簿）の概観とその由来：陸軍省制定の「留守業務規程」沖縄戦・終戦前後の混乱が与えた現存への影響
Author(s)	近藤, 貴明
Citation	沖縄県公文書館研究紀要 = OKINAWA PREFECTURAL ARCHIVES BULLETIN OF STUDY(17): 45-57
Issue Date	2015-03-31
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12001/17543
Rights	沖縄県公文書館

陸軍人事資料制度にみる沖縄県所管の陸軍戦時名簿（陸軍兵籍簿）の概観とその由来

陸軍省制定の「留守業務規程」と沖縄戦・終戦前後の混乱が与えた現存への影響

近藤 貴明⁺

はじめに

- 1 陸軍戦時名簿の制度
- 2 「留守業務規程」の制定と陸軍人事資料制度への影響
- 3 沖縄戦と終戦前後における陸軍兵籍簿の焼却処分

おわりに

はじめに

さきの大戦を実証的・有機的に解明することを目的とする歴史学にとって、戦時中に作成された陸軍行政資料は、重要かつ貴重な学術資源であることはいうまでもない。しかし、さきの大戦に関するこれらの資料は、終戦前後の時期、陸軍中央の指示により焼却処分されたことから、その現存状況は概して良好ではない。加えてわが国の場合、陸軍行政の中樞を担ってきた陸軍省が早期に解体され、残務を継承した第一復員省をはじめとする復員官庁も、時代経過に伴う復員行政の縮小により、機構の整理統廃合を繰り返してきたことから、終戦前後の滅失を逃れた陸軍行政資料は、所管官庁の分散化を余儀なくされてきた。

戦後70年を経た今日、陸軍行政資料を保管する代表的な官公庁として、防衛省・厚生労働省・都道府県の3官公庁を挙げることができるが、防衛省の場合、附属機関である防衛省防衛研究所において、戦史資料として広く一般に公開しているのに対し、厚生労働省と都道府県の場合、その大半が高度の個人情報を含む陸軍人事資料であることから、公開は本人もしくは遺族等、ごく一部の者に限られているのが現状である。また、陸軍人事資料の所管官庁が厚生労働省と都道府県に分割された経緯については、地方自治法附則第10条の成立過程にその原因を求めることができるが、結果として、陸軍兵籍簿¹と呼ばれるきわめて重要な位置付けにある資料群が、陸軍から最終的に都道府県へと引き継がれ、今日へと至っている²。

陸軍兵籍簿の保管数量は、全国で約730万人分という膨大なものであるが³、これを都道府県個々

⁺ こんどう たかあき 厚生労働行政（援護行政）研究家

¹ 陸軍兵籍簿とは、陸軍兵籍・陸軍戦時名簿・兵籍異動通報・現認証明書等を個人単位で編綴した人事資料の総称で、援護行政特有の用語として、恩給行政（軍人恩給を含む）実務者向けの専門誌である『恩給』で頻繁に使用されている。

² 拙稿「地方世話部の設置・解消と地方自治法附則第10条の成立——都道府県援護行政部局の由来と援護行政事務における陸軍人事資料の運用上の課題」『季刊行政管理研究 第138号』（行政管理研究センター 2012年）pp.48-52

³ 厚生省援護局編『引揚げと援護30年の歩み』（厚生省 1977年）p.458、厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』（ぎょうせい 1997年）p.274、拙稿「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録——工員名簿、工員手帳、共済組合員原票、留守名簿の制度的概略と戦後の残存状況」『大原社会問題研究所雑誌 第638号』（法政大学大原社会問題研究所 2011年）p.17、前掲「地方世話部の設置・解消と地方自治法附則第10条の成立」p.48

のレベルでみた場合、ほぼ全数現存している県がある一方で、終戦直後の焼却処分あるいは戦後の庁舎火災により滅失した県がある等、保管数量とその現存状況は必ずしも全国一律ではない⁴。この点について、沖縄県の場合、1944年末に制定された「留守業務規程」と沖縄戦の影響を直接受けていることから、陸軍兵籍簿の滅失に至る過程と原因を整理・検証することは、歴史学のみならず行政学（具体的には、厚生労働省所管の援護行政分野）の知見を得る上でも重要といえよう。

本稿では沖縄県公文書館に保管されている陸軍兵籍簿のうち、個人単位で作成された陸軍戦時名簿について、(1) 制度の概観、(2) 1944年末に制定された「留守業務規程」が陸軍人事資料制度に与えた影響、(3) 沖縄戦と終戦前後に南九州各県で発生した陸軍兵籍簿の焼却処分の動きから整理・検証を試みる。これらの視点を通じ、陸軍戦時名簿の制度とその史的展開を明らかにすることで、陸軍から沖縄県へと継承された陸軍人事資料の歴史的意義・行政学的意義をみいだしたい。

1 陸軍戦時名簿の制度

さきの大戦時に用いられた陸軍戦時名簿の制度は、昭和初期に確立されたものである。陸軍戦時名簿の制度自体の成立は古く、明治期の日清戦争後、それまでの将校並准士官戦時名簿および下士卒戦時名簿の制度⁵を廃止し、新たに陸軍戦時名簿（明治期）の制度⁶を成立させ、運用を開始したことが始まりとされている。当初の陸軍戦時名簿の制度は、将校・准士官用と下士官・兵用の2種類の様式に分けて運用されていたが、その後、大正初期の制度改正により⁷、陸軍戦時名簿（大正期）は様式を単一のものとし、さらに昭和初期の制度改正では、様式を再度見直すことで、以後、終戦まで運用され続けることになる陸軍戦時名簿（昭和期）の制度が確立された⁸。このように陸軍戦時名簿の制度は、明治中期に成立後、約15年の間隔で様式を中心とする大幅な制度改正を繰り返すことで、その運用効率の向上を図ってきたのである。

本稿が対象とする陸軍戦時名簿（昭和期）は、縦27cm×横19cmの用紙に印刷された16種類からなる項目欄から構成されている（図1）。すなわち、戸籍抄本に基づいて記載される(1)氏名欄（生年月日も併記）と(2)本籍欄、徴兵検査の結果と兵役服務期間に応じて割り振られる(3)役種欄、徴兵検査の結果、身体・技能に応じて決定される(4)兵種欄、陸軍軍人としての諸資格を記載する(5)適任証書

⁴ たとえば、奈良県や佐賀県の場合、戦災の影響をほとんど受けなかったことから、陸軍兵籍簿のほぼ全数が現存しているといわれる。これに対し、終戦時の焼却処分の影響を受けた大分県や宮崎県、戦後、庁舎火災に見舞われた宮城県（1951年焼失）・島根県（1956年焼失）・秋田県（1957年焼失）の場合、陸軍兵籍簿のほとんどが現存しておらず、援護行政事務上、これらの諸県はいわゆる「無資料県」に分類される。奈良県民生部社会福祉課「県だより こんにちは奈良県です」『恩給 第196号』（恩給研究会 1994年）p.36、島根県健康福祉部高齢者福祉課「県だより こんにちは島根県です」『恩給 第210号』（恩給研究会 1996年）p.26、宮崎県福祉生活部高齢者・援護課「県だより こんにちは宮崎県です」『恩給 第219号』（恩給研究会 1997年）p.26、佐賀県福祉保健環境部福祉課「県だより こんにちは佐賀県です」『恩給 第234号』（恩給研究会 2000年）p.32、大分県福祉保健部高齢者福祉課「県だより こんにちは大分県です」『恩給 第236号』（恩給研究会 2000年）p.27、宮城県保健福祉部社会福祉課「県だより こんにちは宮城県です」『恩給 第245号』（総務省人事・恩給局 2002年）p.24、秋田県健康福祉部福祉政策課「県だより こんにちは秋田県です」『恩給 第257号』（総務省人事・恩給局 2004年）p.22

⁵ 「将校並准士官戦時名簿」（1886年10月20日陸軍省令乙第141号）陸軍省大臣官房副官部編纂『陸軍成規類聚 明治30年刊（第5類 兵籍・名簿）』（小林又七 1897年）pp.736-737、「下士卒戦時名簿」（1886年10月20日陸軍省令乙第140号）前掲『陸軍成規類聚 明治30年刊』pp.738-740

⁶ 「陸軍戦時名簿規則」（1897年5月22日陸軍省令第15号）陸軍大臣官房編纂『陸軍成規類聚 下巻（第8類 兵籍・名簿）』（偕行社 1904年）pp.14-18

⁷ 「陸軍戦時名簿規則」（1914年4月6日陸軍省令第4号）陸軍大臣官房編纂『陸軍成規類聚 第4版（第8類 兵籍・名簿）』（川流堂小林又七 1909年）pp.3の2-6

⁸ 「陸軍戦時名簿規則」（1928年11月24日陸軍省令第27号）陸軍大臣官房編纂『陸軍成規類聚 第2巻（第4類 官等・分限・補任・名簿）』（川流堂小林又七 1941年）pp.159-162

欄と(6)特業及特有の技能欄、将校・准士官・下士官の区分を示す(7)出身別欄、下士官・兵のみ記載する(8)出身年次欄、動員(平時態勢から戦時態勢に移行すること)の際に記載される(9)動員前の所属部隊欄と(10)留守担当者の住所氏名欄、将校を対象とした(11)位階欄、勲章等授与歴を記載する(12)勲等功級欄、階級を年代順に記載する(13)官等級欄、死亡年月日を記載する(14)死亡欄、位階・勲章等(さきに挙げた(11)位階欄と(12)勲等功級欄に關係)の授与資格に影響する刑罰・懲罰・懲戒を記載する(15)刑罰欄、軍歴の始終期・移動経過等のいわゆる軍歴を記載する(16)履歴欄であるが、陸軍兵籍の項目欄と比較するとその約80パーセントが一致することからみても、様式上、陸軍戦時名簿と陸軍兵籍は強い相関関係にあるといえる。

陸軍戦時名簿の制度をみる上で、様式とならび注目されるのが、作成・所管・保存を定めた運用方法である。この部分について、順を追ってしてみると、まず、陸軍戦時名簿の作成時期は、陸軍の身分により異なっていたが、陸軍軍人の場合、陸軍に初めて入営(入隊)した際、陸軍兵籍と併せて作成することとされていたのに対し、陸軍諸生徒と陸軍軍属の場合、動員部隊の職務に就いた時に作成することとされていた⁹。陸軍戦時名簿は「戦時」の名称を含んでいることから、戦時に際して作成されるものと想像しがちであるが、実際は陸軍軍人のものを中心に、陸軍兵籍とともに「平時」から常備されるべき陸軍人事資料として位置付けられていたのである。

つぎに、陸軍戦時名簿の所管区分は、動員前後の状況と兵役服務期間の変化に応じて、陸軍戦時名簿を機能的に所管替える措置が採られていた。すなわち、動員前(平時態勢)においては、陸軍兵籍所管部隊の所管とされていたが、動員後(戦時態勢)においては、陸軍兵籍所管部隊の所管を離れ、動員部隊(陸軍戦時名簿所管部隊)が新たに所管するものとされた¹⁰。その後、動員部隊が復員(戦時態勢から平時態勢に復帰)すると、陸軍戦時名簿の所管は動員部隊(陸軍戦時名簿所管部隊)から陸軍兵籍所管部隊に再び戻り、陸軍戦時名簿を原簿とした陸軍兵籍の補足訂正が行われることで¹¹、陸軍兵籍 陸軍戦時名簿間の情報共有・情報精度統一が図られた。これらの点から、陸軍兵籍と陸軍戦時名簿は「二位一体」の関係であり、動員後、陸軍戦時名簿は「戦地における陸軍兵籍」としての役割を果たしていたといっても過言ではない。

陸軍戦時名簿の保存期間は、将校・准士官は退役・死亡等により兵籍を離れた後20年間、下士官・兵は第一国民兵役編入(現役・予備役を通算約17年経る)まで、陸軍諸生徒は陸軍兵籍を補足訂正するまで、陸軍軍属のうち陸軍文官(同待遇者)は陸軍文官名簿を補足訂正、非陸軍文官(非同待遇者)は職務解除・死亡後20年間と、陸軍における身分に応じて異なっていたが¹²、おおむね陸軍兵籍の保存期間¹³に準じていたといえよう。

⁹ 前掲「陸軍戦時名簿規則(1928年)」の第6条(陸軍戦時名簿の調製)による。

¹⁰ 前掲「陸軍戦時名簿規則(1928年)」の第5条(陸軍戦時名簿の所管)および附表「戦時名簿所管表」による。

¹¹ 前掲「陸軍戦時名簿規則(1928年)」の第1条(陸軍戦時名簿の役割)による。なお、各県が刊行した援護行政史においても、陸軍戦時名簿の役割は「陸軍兵籍の補修に供するための資料」とする記述が多くみられる。茨城県民生部世話課編『茨城県終戦処理史』(茨城県 1972年) p.642、長崎県編『援護の歩み(戦後50周年)』(長崎県 1996年) p.107

¹² 前掲「陸軍戦時名簿規則(1928年)」の第12条(陸軍戦時名簿の保存期間)による。

¹³ 「陸軍兵籍規則」(1928年11月24日陸軍省令第25号)陸軍大臣官房編纂『陸軍成規類聚 第2巻(第4類 官等・分限・補任・名簿)』(川流堂小林又七 1941年) p.143。具体的には第14条により、退役や死亡等で兵籍を離れた者の陸軍兵籍について、これを別冊として編綴したのち、陸軍兵籍所管部隊において20年間保存するよう定められていた。また、都道府県が保管する陸軍兵籍の中には、新潟県(生存者236,018人分・1,614冊/死没者59,055人分・490冊)や長崎県(生存者149,420人分・1,021冊/死没者22,791人分・202冊)のように、生存者と死没者を分けて編綴・保管しているケースがみられるが、それは「陸軍兵籍規則」の第14条に規定された編綴形態の名残ともいえる。新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』(新潟県 1972年) p.398、前掲『援護の歩み(長崎県)』 p.107

陸軍戦時名簿の制度を概観すると、動員前後を問わず、陸軍のすべての活動期間を通じて運用され、陸軍兵籍とともに陸軍人事資料の中心をなしていたことを理解することができる。昭和初期に確立された陸軍戦時名簿の制度は、さきの大戦期間中も大幅な制度変更を加えることなく、終戦までの約17年間にわたって存続することになるが、占領地域を急速に拡大した結果、少なからず運用上の支障も生じていた。1942年と1944年の2度にわたり、陸軍省から出された陸軍戦時名簿に関する運用について、不确实・不徹底を指摘した上で、その厳密な執行を促す通牒は¹⁴、制度全体を設計した陸軍省人事局が看過できない問題として捉えていたことを示すものといえよう。これらの状況を憂慮した陸軍省は、1944年末に「留守業務規程」を制定、外地派遣部隊の陸軍人事資料を、日本本土に集約・管理する運用方針に転換することになるが、この大幅な制度改正は、外地派遣部隊および沖縄第32軍隷下部隊に徴集された沖縄県本籍の陸軍軍人に関する陸軍人事資料の現存状況に、結果として、大きな影響を与えることになるのである。

2 「留守業務規程」の制定と陸軍人事資料制度への影響

さきの大戦においては、1944年夏のサイパン島陥落にも象徴されるように、1944年中頃から1945年の終戦にかけて、日本をめぐる戦況は著しく悪化し、また、それに伴う勢力圏の縮小から、占領地域等の外地と日本本土の間を結ぶ連絡が次第に途絶するようになった。このことは、外地から日本本土へ移送中の陸軍戦時名簿が海没して失われるなど、陸軍兵籍 陸軍戦時名簿間の運用制度に支障を及ぼし、また、空襲による陸軍人事資料の大量喪失も懸念されるようになったことから、1944年末、陸軍省は「留守業務規程」を制定し、陸軍人事資料制度は、戦況悪化による滅失を想定した新たなものに移行することになる。

「留守業務規程」は全28条・全7附表の様式から構成されているが¹⁵、そのうち、陸軍人事資料制度に直接関係するのは、陸軍兵籍の運用方法を改めた条文と新たな陸軍人事資料として留守名簿を作成することを定めた条文である。すなわち、陸軍兵籍の運用方法については、それまで陸軍兵籍所管部隊において保管されていた陸軍兵籍のうち、外地派遣部隊のものについて、そのすべてを出身本籍地の連隊区司令部が保管する方針に変更された¹⁶。この制度改正により、陸軍兵籍は日本本土において集中管理されることとなり、外地派遣部隊が携行する陸軍戦時名簿は、日本本土外にある陸軍人事資料として、より一層、その重要性を増すことになったのである。

一方、留守名簿の作成は、陸軍省がこれまでの陸軍兵籍 陸軍戦時名簿間を基軸とした従来の情報共有系統に加え、新たに、留守名簿（留守部） 留守名簿（外地派遣部隊）間を基軸とした情報共有系統を確立しようと制度化されたものである。陸軍省が留守名簿に期待した役割は、その様式（図2）からもわかるように、(1) 編入年月日欄、(2) 前所属およびその編入年月日欄、(3) 本籍欄、留守担当者の(4) 住所欄、(5) 続柄欄、(6) 氏名欄、(7) 徴集年・任官年欄、(8) 役種・兵種・官等（等給・級俸・月給額）とその発令年月日欄、(9) 氏名欄、(10) 留守宅渡の有無、(11) 補修年月日の計11種類からなる項目

¹⁴ 「人員の転属、召集解除、除隊等の際に於ける関係書類の整備に関する件陸軍一般へ通牒」（1942年3月19日陸密第836号）『陸密綴 昭和17年-昭和19年』（中央-軍事行政法令-261）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センター C12120528000）、「人員の転属等に伴ふ事務処理の件陸軍一般へ通牒」（1944年5月30日陸密第4679号）『陸密綴 昭和19年度』（陸軍省-陸密-S19-1-1）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センター C01007846400）

¹⁵ 「留守業務規程」（1944年11月30日陸密第1435号）『留守業務規程綴』（沖台-沖縄-258）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室 B03-4-107）

¹⁶ 前掲「留守業務規程」の第10条第1号（部隊および人員の派遣・帰還）による。

欄は、陸軍兵籍と陸軍戦時名簿の基本情報を確保するものであった。留守名簿は部隊単位・連名簿形式で作成され、日本本土の留守部 外地派遣部隊間で、人事異動に伴う追加・削除・修正を逐次連絡することにより、留守名簿の情報を最新・正確なものとするに努めたことから¹⁷、本来、陸軍戦時名簿が果たすべき役割を、留守名簿が代わりに果たしていたともいえよう。

「留守業務規程」の制定に伴う沖縄防衛を担当する第32軍の動きについては、第32軍司令部が作成した「留守業務移管及人員調査要領」と第32軍隷下部隊の戦中戦後の部隊資料から、1944年末から1945年初めにかけて、陸軍兵籍所管部隊からの陸軍兵籍の分離と並行しつつ、留守名簿の作成を実施していたことが明らかとなっている。陸軍兵籍については、「留守業務移管及人員調査要領」に基づき、沖縄県本籍のものは沖縄本島にある沖縄連隊区司令部に直送し、沖縄県外本籍のものは日本本土の各連隊区司令部に移管することとしていた¹⁸。これにより、沖縄戦でほとんどが失われることになる第32軍隷下部隊保管の陸軍人事資料のうち、沖縄県外本籍の陸軍兵籍は沖縄を離れ、終戦後も現存することになる要因を生み出したといえる。また、留守名簿については、「留守業務移管及人員調査要領」により、第32軍隷下部隊（留守業務担任部隊）において3部作成し、そのうち1部を部隊に、残りの2部を日本本土の東部軍留守部¹⁹に送付することとされていた²⁰。一方、実際に留守名簿を作成する部隊側の動きについては、当時、沖縄本島防衛を担当していた第62師団の「部内日々命令」²¹と「戦闘経過概要」²²の記述から、1944年12月に第62師団副官部の留守名簿係将校と庶務係を増員、留守名簿将校が東部軍留守部に提出する留守名簿に関する研究・打ち合わせを実施したのち、1945年1月中旬までに留守名簿の作成を終え、将校2名が東部軍留守部に出張して留守名簿を引き渡している。また、第62師団の隷下部隊向けに発行されていた部隊会報である「石兵団会報」の中（1944年12月）にも、留守名簿の作成にあたっての事務処理（誤字・脱字のない正確な情報記載）²³や和白紙上用紙の使用（戦況悪化に伴う慢性的な物資欠乏の状態であるにもかかわらず、用紙不足の場合は第62師団副官部に申請するよう指示が出されていた）²⁴を命じる記事がみられることから、第62師団の場合、師団司令部から末端部隊に至るまで、留守名簿規程中の「留守名簿は部隊所属人員の現況及留守宅関係事項を明にし人事、恩賞、留守宅家族遺族の援護等を処理するに方り其の根基と為すべき重要書類」とする条文（第4条）に則って、留守名簿作成の重要性をよく認識していたといえる。

¹⁷ 前掲「留守業務規程」の第4条（留守名簿）による。なお、留守名簿の制度的概略については、拙稿「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録」pp.24-25を参照されたい。

¹⁸ 「留守業務移管及人員調査要領」（1944年12月20日球参動第354号）前掲『留守業務規程綴』。沖縄第32軍における陸軍兵籍の管理方針については、第3条第2号（留守業務の移管）および第4号（陸軍兵籍等の移管）の条文を参照。

¹⁹ 当初、陸軍中央における留守名簿の管理は、東部軍留守部が担当していたが、1945年5月になると、「留守業務規程」に定められた身上に関する諸記録の作成・整理・保存等を総括する陸軍留守業務部が新たに設置され、留守名簿も同部に移管された。「陸軍大臣請議陸軍留守業務部令制定の件」（1945年5月14日陸甲第37号）『公文類聚 第69編第14巻』（本館-2A-13・類2898100）国立公文書館所蔵、前掲『援護50年史』p.271

²⁰ 前掲「留守業務移管及人員調査要領」の第3条第7号（留守名簿の調製・整理・引継）による。

²¹ 「部内日々命令 第17号の2」（1945年1月18日1600首里）『第62師団部内日々命令綴』（沖台-沖縄-98）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室 B03-3-46）

²² 『第62師団司令部戦闘経過概要』（沖台-沖縄-87）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室 B03-5-89）

²³ 「石兵団会報 第98号」（1944年12月21日1200浦添国民学校）『第62師団会報綴（独立速射砲第22大隊受領）』（沖台-沖縄-101）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室B03-4-79）

²⁴ 「石兵団会報 第99号」（1944年12月21日1600浦添国民学校）前掲『第62師団会報綴』。その一方で、陸軍兵籍や陸軍戦時名簿の紙質については、1944年10月の陸軍省副官通牒により、入手困難な場合、適宜紙質を低下または類似の用紙をもって代用しても差し支えないこととする方針が示されていた。「兵籍、文官名簿及戦時名簿用紙に関する件陸軍一般へ通牒」（1944年10月20日陸普第3599号）『陸普綴 昭和18年-昭和20年』（中央-軍事行政法令-268）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センター C12120606800）。

図2 留守名簿の様式

										月 年 日	編 入	何 隊 留 守 名 簿	調 製 年 月 日
											編 入 年 月 日 及 其		
											(在 本 留 地 籍)		
											住 留 所 担 綱 氏 名		
											年 集 徴 年 官 任		
											令 俸 等 並 種 兵 給 等 種 額 給 種 發 級 官		
											氏 生 年 月 日 名		
											無 ノ 宅 留 有 渡 守		
											日 年 補 月 修		

出典：「留守業務規程」（1944年11月30日陸亜普第1435号）『留守業務規程綴』（沖台-沖縄-258）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室 B03-4-107）、拙稿「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録 工員名簿、工員手帳、共済組合員原票、留守名簿の制度的概略と戦後の残存状況」『大原社会問題研究所雑誌 第638号』（法政大学大原社会問題研究所 2011年）p.25

このように、1944年末に制定された「留守業務規程」に伴う、新たな陸軍人事資料制度への移行は、沖縄県本籍の陸軍軍人に関する陸軍人事資料全体にも大きな影響を与え、結果として、戦後の現存状況を決定付ける分水嶺となった。すなわち、陸軍兵籍は沖縄連隊区司令部に移管されたのち、沖縄戦の厳しい戦況の中、沖縄連隊区司令部の消滅とともに滅失し、「留守業務規程」によって移管の対象外とされた陸軍戦時名簿も、沖縄第32軍隷下部隊がそれぞれ保管したまま、陸軍兵籍と同様の運命をたどった。その一方で、複数部作成された留守名簿は、沖縄と日本本土に分散保管されたことから、

日本本土の留守名簿は滅失を逃れて後世へと継承され、現在、厚生労働省社会・援護局が保有する基礎資料として、援護行政事務の現場に供されている²⁵。

以上のことから、「留守業務規程」の制定に伴う新たな陸軍人事制度への移行は、現在、沖縄県公文書館に保管されている陸軍戦時名簿（陸軍兵籍簿）が、終戦後も現存できるか否かを左右し決定付けた、陸軍人事資料制度上、重要な改正であったとみることができよう。

3 沖縄戦と終戦前後における陸軍兵籍簿の焼却処分

さきの大戦における陸軍戦時名簿の制度をみる上で、1945年の沖縄戦から終戦前後に至る時期は、陸軍戦時名簿をはじめ陸軍人事資料の多くが滅失した時期である。ここでは、沖縄戦と終戦前後に南九州各県で発生した陸軍兵籍簿の焼却処分の動きをみることで、制度としての陸軍戦時名簿の終焉と戦後の現存状況への影響をみていきたい。

1945年3月に慶良間諸島、翌4月に沖縄本島に上陸した米軍は、6月下旬までに沖縄第32軍を崩壊させ、沖縄を占領するに至った。この間、沖縄防衛を担当する第32軍隷下部隊は、米軍に対して徹底抗戦を続けたものの、日米の圧倒的な兵力・物資の差を前に、多くの部隊が壊滅させられ、この過程において、部隊が保管していた陸軍戦時名簿も同時に滅失したと考えられる。また、「留守業務規程」に基づき、陸軍兵籍の集中保管先に指定された沖縄連隊区司令部も、沖縄本島を転々とした末、1945年6月までに自然消滅の形で解散し²⁶、戦火の中で第32軍隷下部隊から移管された陸軍兵籍も失われたであろうことは想像に難くない。沖縄戦においては、陸軍人事資料に限らず、戸籍謄本のような民生行政記録に至るまで、ありとあらゆる公的記録が失われたことから、戦後、沖縄県における援護行政事務は、陸軍人事資料を不可欠とする軍人恩給請求や軍歴証明発行を中心に困難をきわめたといわれる²⁷。1953年12月、援護行政を所管する厚生省から110,000枚の調査票を携えた職員が沖縄本島に長期間派遣され、当時の琉球政府社会局援護課職員と市町村職員の協力を得て現地調査を実施、陸海軍合わせて約45,000件の調査票を収集しているが²⁸、このことは、沖縄戦による陸軍人事資料の滅失が、戦後の援護行政事務にいかに深刻な影響を与えていたかを示すものといえよう。

1945年8月14日、日本政府はポツダム宣言の受諾を閣議決定し、翌8月15日は昭和天皇の玉音放送をもって終戦を迎えることになるが、この時、日本政府が保有する重要機密文書の焼却処分も併せて決定された。これに基づき、陸軍中央は陸軍省関係機関や全陸軍部隊に対して、すべての機密文書を

²⁵ 前掲『援護50年史』pp.271-272、前掲「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録」p.25。陸軍省・第一復員省・復員庁の後継官庁である厚生省援護局（現在の厚生労働省社会・援護局）には、1960年代頃まで旧軍人や戦没者の妻から採用した事務官が数多くいたといわれる。また、1950年代初めの厚生省引揚援護庁復員局の雰囲気について、当時、引揚援護庁援護局長であった田辺繁雄（のち厚生事務次官）は「一復 [引揚援護庁復員局のこと。引揚援護庁設置前は厚生省第一復員局と呼ばれていた] の建物はずいぶん粗末であるが、掃除がよく行き届いていて清潔であること [中略] 職員の言動が規律正しいことなど、復員局の気分は、宮崎さん [宮崎太一引揚援護庁次長兼引揚援護庁復員局長事務取扱のこと。のち厚生事務次官] の気持ちにぴったり合った点があったようである」と述べている。田辺繁雄「『戦没者遺族援護』と宮崎さん」宮崎さんの思い出刊行会編『宮崎さんの思い出』（宮崎さんの思い出刊行会 1956年）p.213、田中正巳『福祉と厚生 霞が関物語 福祉厚生によせる一国会議員の思い出』（福祉新聞社 1980年）p.101、榎本健太郎・藤原朋子「厚生省の政策形成過程」城山英明・鈴木寛・細野助博編『中央省庁の政策形成過程 日本官僚制の解剖』（中央大学出版部 1999年）p.186

²⁶ 「沖縄作戦に於ける沖縄連隊区司令部史実資料」（1947年3月25日第32軍残務整理部）『第32軍軍直部隊史実資料(4)』（沖台-沖縄-162）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室B03-5-306）

²⁷ 沖縄県生活福祉部援護課編『沖縄の援護のあゆみ 沖縄戦終結50周年記念』（沖縄県生活福祉部援護課 1996年）p.42、沖縄県生活福祉部援護課「県だより こんにちは沖縄県です」『恩給 第217号』（恩給研究会 1997年）p.26

²⁸ 前掲『沖縄の援護のあゆみ』p.44

焼却するよう指示を出し、実際に8月14日から8月16日にかけて、大本営陸軍部や陸軍省などがある東京都の市ヶ谷台上では、機密文書焼却の煙が上がり続けたといわれている²⁹。

このような状況下、陸軍中央の焼却処分命令は、九州防衛を担当する第16方面軍にも到達、玉音放送翌日の8月16日、第16方面軍司令部は隷下部隊に対し、機密文書を焼却するよう命令を発した。その内容は、「陸軍秘密書類その他重要と認むる書類（原簿共）各保管者に於て焼却すべし。但し最後迄暗号電報を接受し得る如く措置すべし。焼却報告不要。本電報も受領後直ちに焼却」と、機密文書の焼却に加えて、焼却処分命令自体を証拠隠滅しようとしていたことがうかがえる。また、鹿児島県（指宿町）の防衛を担当していた独立混成第125旅団では、旅団を構成する各隊に対し、「各隊早急に機秘密書類その他重要と認むる書類（原簿共）を保管者に於て焼却すべし。焼却報告はその都度電話報告すべし。本命令は受領後直ちに焼却すべし」との命令を出していることから³⁰、陸軍中央の焼却処分命令は、末端の部隊に至るまで伝達されていたとみることができる。

陸軍中央の焼却処分命令は、陸軍部隊の機密文書のみに限らず、「留守業務規程」に基づき、陸軍兵籍を保管していた連隊区司令部にもおよぶことになるが、その影響をもっとも強く受けたのが南九州各県の連隊区司令部である。各連隊区司令部の状況をみると、大分連隊区司令部と宮崎連隊区司令部では、上級司令部である熊本師管区司令部の命令に従い、陸軍兵籍簿の焼却処分を実施したため³¹、たとえば、宮崎県の場合、保管されている約41,000人分の陸軍兵籍簿（196冊）のほとんどが、終戦後、陸軍兵籍を復元したいいわゆる「仮兵籍」と外地派遣部隊より返還された陸軍戦時名簿から構成されているといわれる³²。また、同じ熊本師管区司令部管轄下の鹿児島連隊区司令部の場合、陸軍兵籍と陸軍戦時名簿の約7割を焼失していることから³³、現在、鹿児島県が保管する79,756人分の陸軍兵籍簿（450冊）³⁴は数量面からみる限り、終戦前における保管数量のごく一部に過ぎないといえる。その一方で、北九州各県の連隊区司令部は、熊本師管区司令部ではなく、久留米師管区司令部の管轄下であったことから、陸軍兵籍簿の焼却処分命令の影響を受けず、その現存状況はきわめて良好である。いくつか例を挙げれば、長崎県（長崎連隊区司令部）の場合、陸軍兵籍簿172,211人分（1,223冊）を保管し³⁵、さらに佐賀県（佐賀連隊区司令部）の場合は、戦災の影響をほとんど受けなかったことから³⁶、ほぼ全数にあたる約12,7000人分の陸軍兵籍簿（788冊）が現存し³⁷、今日に伝えられている。

1945年の九州防衛の状況については、鹿児島県大隅半島の防衛を担当した第86師団長の芳仲和太郎、宮崎県沿岸南部の防衛を担当した第156師団長の樋口敬七郎の手記の記述から、米軍の日本本土上陸作戦（オリンピック作戦）は、南九州各県への上陸から開始されるものと想定されており、そのため

²⁹ 吉田裕「公文書の焼却と隠匿」『季刊戦争責任研究 第14号（1996年冬季号）』（日本の戦争責任資料センター 1996年）p.2、原剛「陸海軍文書の焼却と残存」『日本歴史 第598号』（日本歴史学会 1998年）p.56

³⁰ 前掲「陸海軍文書の焼却と残存」p.56

³¹ 前掲「県だより（宮崎県）」p.26、前掲「県だより（大分県）」p.27

³² 前掲「県だより（宮崎県）」p.26、筆者の調査照会に対する宮崎県福祉保健部国保援護課の回答文書（2010年7月30日）。2010年7月、筆者は都道府県援護行政部局に対し、現在保管されている陸軍人事資料の種類・数量に関する調査を行い、多くの回答を得た。本稿はこのときの成果の一部を使用しているが、茨城県保健福祉部長寿福祉課・佐賀県健康福祉本部地域福祉課・長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課・宮崎県福祉保健部国保援護課・鹿児島県保健福祉部社会福祉課・沖縄県福祉保健部福祉・援護課には大変お世話になった。記して厚くお礼を申しあげたい。

³³ 鹿児島県保健福祉部国保援護課「県だより　こんにちは鹿児島県です」『恩給 第225号』（恩給研究会 1998年）p.22

³⁴ 筆者の調査照会に対する鹿児島県保健福祉部社会福祉課の回答文書（2010年7月30日）

³⁵ 筆者の調査照会に対する長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課の回答文書（2010年8月6日）

³⁶ 前掲「県だより（佐賀県）」p.32

³⁷ 筆者の調査照会に対する佐賀県健康福祉本部地域福祉課の回答文書（2010年9月22日）

の備えとして、終戦直前まで陣地構築や訓練に専念していた³⁸。米軍の上陸予定地であるということに加え、終戦後、近日中に進駐してくるであろう米軍に、機密書類が接收されるのを防ぐため、南九州各県の連隊区司令部が保管する陸軍兵籍簿の焼却処分を実施したことは、当然の措置であったであろうと想像するのに難くはない。これに対して、ほかの地域の連隊区司令部、たとえば、水戸連隊区司令部（宇都宮師管区司令部管内）の場合、終戦直後、陸軍兵籍簿の焼却命令の是非について、今後見込まれる復員業務に支障をきたすとの理由から、焼却処分を見送る決定を下し³⁹、戦後、茨城県には約244,000人分の陸軍兵籍簿（1,456冊および52,000ファイル）が引き継がれた⁴⁰。また、新潟連隊区司令部（長野師管区司令部管内）の場合、終戦の報を受けて、未召集の陸軍戦時名簿の焼却処分を行ったものの⁴¹、その範囲は最小限に留まり、陸軍兵籍簿297,548人分（2,141冊）は滅失を逃れ、新潟県へと継承されている⁴²。このように、陸軍中央の焼却処分命令を受けた連隊区司令部の対応は、地域によってかなりの差があるといえるが、米軍の軍事行動の影響を色濃く受けた沖縄をはじめ、鹿児島・宮崎・大分の各連隊区司令部は、「留守業務規程」により移管された陸軍兵籍簿について、終戦後を意識した保全を図れる状況には到底なかったといえよう。

おわりに

1945年8月14日のポツダム宣言受諾後、9月2日の米艦ミズーリ号上における無条件降伏文書調印を経て、日本陸軍は復員・解体へと向かうことになるが、この過程の中で、陸軍中央は「帝国陸軍復員要領細則」⁴³と「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則」⁴⁴を制定し、復員にあたっての処理方針を仔細にわたって定めた。陸軍兵籍と陸軍戦時名簿についても、その処理方針が決定され、このことは今日における陸軍人事資料の現存状況を決定する直接要因となっている。すなわち、「留守業務規程」に基づき、出身本籍地の連隊区司令部に集中保管されていた陸軍兵籍は、終戦後も連隊区司令部において、確実に保管していく処理方針が示され、焼却処分すべき機密書類の対象から除外されることが決定的となった。また、「留守業務規程」により、引き続き陸軍兵籍所管部隊（日本本土）で保管されていた陸軍兵籍についても、速やかに出身本籍地の連隊区司令部に送付することとされたことから⁴⁵、陸軍兵籍の最終的な所管区分は陸軍省人事局⁴⁶ではなく、連隊区司令部に帰ることになったのである。

しかしながら、陸軍戦時名簿の場合は、陸軍兵籍とは異なり、要領細則で定めた処理方針と実際の処理方針に食い違いがみられた。「帝国陸軍復員要領細則」と「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領

³⁸ 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 本土決戦準備(2) 九州の防衛』（朝雲新聞社 1972年）pp.594-595

³⁹ 前掲『茨城県終戦処理史』pp.650-651

⁴⁰ 筆者の調査照会に対する茨城県保健福祉部長寿福祉課の回答文書（2010年8月4日）

⁴¹ 前掲『新潟県終戦処理の記録』p.27

⁴² 前掲『新潟県終戦処理の記録』p.398

⁴³ 「帝国陸軍復員要領細則」（1945年8月18日陸機密第369号）前掲『援護50年史』pp.479-481

⁴⁴ 「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則」（1945年9月10日陸密第5908号）前掲『援護50年史』pp.481-482

⁴⁵ 前掲「帝国陸軍復員要領細則」の第19条（陸軍兵籍・陸軍文官名簿・陸軍戦時名簿・功績名簿・考科表等の処理方針）による。

⁴⁶ 陸軍人事資料制度を立案・所管する陸軍省人事局では、高級将校の陸軍兵籍謄本を保管していたが、終戦時の焼却処分により、その相当数が失われたといわれる。ちなみに、陸軍省人事局は陸軍省解体後、第一復員省業務局（1945年11月）復員庁第一復員局人事課（1946年6月）厚生省第一復員局人事課（1947年10月）厚生省引揚援護庁長官官房総務課・復員局庶務課（1948年5月）厚生省引揚援護局総務課・整理第1課（1954年4月）へと暫時、機構の縮小が図られた。厚生省編『引揚援護の記録』（クレス出版 2000年）pp.146-147（引揚援護庁編『引揚援護の記録』の復刻版）、厚生省編『続・引揚援護の記録』（クレス出版 2000年）pp.9-11（厚生省引揚援護局編『続・引揚援護の記録』の復刻版）、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典 第2版』（東京大学出版会 2005年）p. iv

細則」をくわしくみてみると、留守業務処理の終了していない死没者の分を除いて、当初、陸軍戦時名簿は焼却処分とする方針が示されていた⁴⁷。これに従い、外地派遣部隊では陸軍戦時名簿の焼却処分が実施され、群馬県の場合、中国大陆に派遣されていた部隊を除き、ほとんどの外地派遣部隊が陸軍戦時名簿を携行できなかったことから、同県が保管する陸軍兵籍簿のうち、陸軍戦時名簿が占める割合はごくわずかといわれている⁴⁸。一方、さきにみた茨城県の場合、中国大陆・ミャンマー方面・ニューブリテン島方面の一部に派遣されていた部隊が、復員時に陸軍戦時名簿を携行していたものの、これらの中には、終戦後、焼却処分したのち、再度作成したと思われるものも多少含まれていたとされている⁴⁹。その後、陸軍省から「外地部隊の者の戦時名簿携行帰還の件通牒」が出され⁵⁰、外地派遣部隊が保管する陸軍戦時名簿は、それまでの焼却処分から現有保存へと、その処理方針が180度変更されることになり、陸軍戦時名簿をめぐる処理方針は二転三転の末、陸軍兵籍と同様の扱いにする方向で落ち着くことになったといえよう（図3）。

沖縄県公文書館に保管されている陸軍戦時名簿（陸軍兵籍簿）は、終戦に伴って、日本本土の陸軍兵籍所管部隊や外地派遣部隊から移管されたものと思料されるが、これまでみてきた日本本土の例とは異なり、陸軍戦時名簿の最終的な移管先である沖縄連隊区司令部は失われていたことから、沖縄県本籍の陸軍戦時名簿については、別途、処理方針が定められた。すなわち、1946年5月、第一復員省から出された「朝鮮、台湾、樺太、沖縄等に本籍のある者の留守業務処理の件通牒」により⁵¹、沖縄県本籍の生存者・死亡者・生死不明者に関係する一切の書類・物件・遺骨・遺留品等は、熊本地方世話部（旧熊本連隊区司令部）で整理・保管する方針が決定された。続く1947年7月には、復員庁から「朝鮮、台湾、千島、樺太、南西諸島、小笠原諸島等現に行政権の及ばない地に本籍のある者の復員留守業務に就て達」が出され⁵²、復員業務処理を実施するにあたって、陸軍兵籍を入手できない場合、陸軍戦時名簿を代用としても差し支えないとする処理方針が示されている。終戦後、沖縄第32軍の復員業務処理は、石垣島や宮古島に配置されていた一部の陸軍部隊を除き、状況不明者の数が多く、その整理には長期間を必要としたといわれるが⁵³、陸軍人事資料の整備を基礎とする復員行政事務において、沖縄県本籍の陸軍戦時名簿は、沖縄戦により失われた陸軍兵籍に代わる重要な行政資料とみなされていたといえる。

1972年5月の沖縄返還に伴い、援護行政を所管する厚生省から沖縄県に関係資料の移管が行われ⁵⁴、現在残されている陸軍兵籍簿の編綴形態・保管数量の枠組みは、このとき確立されたものと考えることができる。戦後70年を経た今日、沖縄県が所管する陸軍兵籍簿は、劣化から保護するため沖縄県公文書館に引き渡された原本214冊⁵⁵と援護行政事務の現用資料として複製（複写）したもの⁵⁶の2系統の媒体で構成されている。2010年3月、厚生労働省は「戦没者等援護関係の資料の移管等について」

⁴⁷ 前掲「帝国陸軍復員要領細則」の第19条および前掲「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則」の第18条（陸軍戦時名簿・功績名簿・考科表等の処理方針）による。

⁴⁸ 群馬県県民生活部世話課編『群馬県復員援護史』（群馬県 1974年）p.759

⁴⁹ 前掲『茨城県終戦処理史』pp.651-652

⁵⁰ 「外地部隊の者の戦時名簿携行帰還の件通牒」（1945年10月18日陸普第2060号）『陸普綴 昭和20年』（中央・軍事行政法令-270）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センター C12120626000）

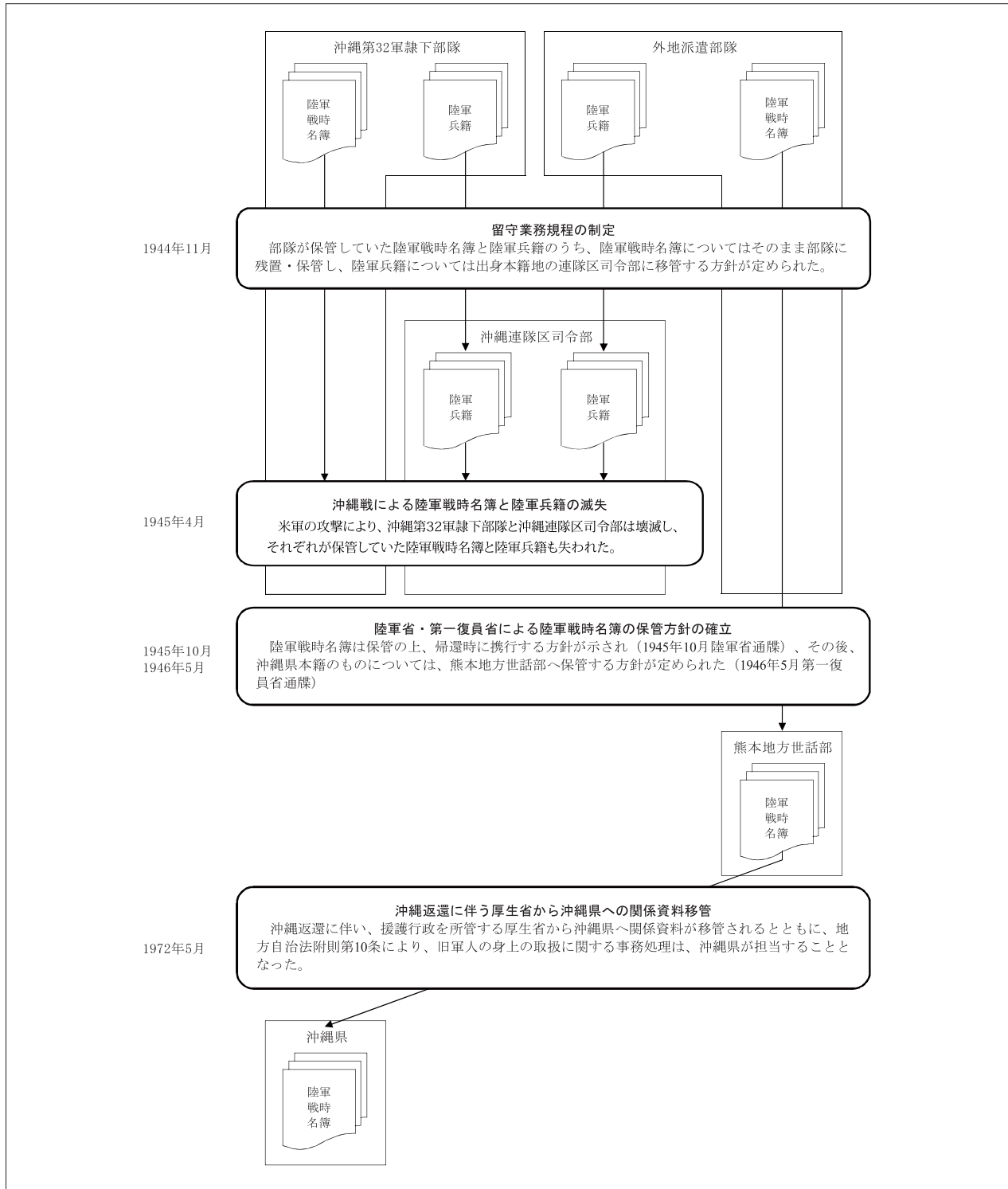
⁵¹ 「朝鮮、台湾、樺太、沖縄等に本籍のある者の留守業務処理の件通牒」（1946年5月14日一復第904号）厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室 B09-5-01）。

⁵² 「朝鮮、台湾、千島、樺太、南西諸島、小笠原諸島等現に行政権の及ばない地に本籍のある者の復員留守業務に就て達」（1947年7月3日一復第1231号）厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室 B09-5-03）

⁵³ 前掲『引揚げと援護30年の歩み』pp.57-58、前掲『援護50年史』p.15

⁵⁴ 前掲「県だより（沖縄県）」p.26

図3 戦中から戦後にかけての陸軍戦時名簿の滅失・移管の流れ



注：終戦後、沖縄県本籍の陸軍戦時名簿を整理・保管する官庁は、第一復員省の地方官署である熊本地方世話部、地方長官（内務省）の管理下にある熊本地方世話部、地方自治法施行に伴い設置された熊本県民生部第一世話課（のちに第二世話課と統合し、世話課と改称）、援護行政を所管する厚生省と、中央 地方間で変遷を繰り返したが、本図では省略した。

出典：「留守業務規程」（1944年11月30日陸亜普第1435号）『留守業務規程綴』（沖台-沖縄-258）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室 B03-4-107）、「朝鮮、台湾、樺太、沖縄等に本籍のある者の留守業務処理の件通牒」（1946年5月14日一復第904号）厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室所蔵（内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室 B09-5-01）、沖縄県生活福祉部援護課「県だより こんにちが沖縄県です」『恩給 第217号』（恩給研究会 1997年）p.26

を公表し、戦後70周年に向けて、省内で保管する援護行政資料（陸軍人事資料も含む）について、電子化による複写を行った上で、国立公文書館に原本を移管する方針を明らかにしているが⁵⁷、これら一連の動きは、陸軍人事資料（沖縄県においては陸軍兵籍簿）が、行政資料としての価値のみならず、歴史資料としての価値も有しており、後世へと確実に継承していく必要性を、官公庁側も認識していることを如実に物語っているといえよう。

⁵⁵ 沖縄県文化振興会「陸軍兵籍簿の保存」『沖縄県公文書館だより ARCHIVES アーカイブズ 第46号』（沖縄県文化振興会 2014年）p. 2

⁵⁶ 筆者の調査照会に対する沖縄県福祉保健部福祉・援護課の回答文書（2010年8月11日）

⁵⁷ 厚生労働省（社会・援護局業務課）ホームページ「戦没者等援護関係の資料の移管等について」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004zo4.html> 2010年3月19日）、前掲「地方世話部の設置・解消と地方自治法附則第10条の成立」p.54。2014年4月30日時点で、厚生労働省から国立公文書館に移管された援護行政資料は、約14,300冊・マイクロフィルム約2,800本に上るが、その中には留守名簿（約8,000冊、北方・南方・沖縄・中国の各外地派遣部隊、航空部隊、船舶部隊のもの）も含まれている。厚生労働省（社会・援護局業務課）ホームページ「戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について」（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryu_ikan/index.html 2014年4月30日）